

2023年度「生き生きシニア活動顕彰」申請要項

I. 顕彰の概要

1. 趣旨

わが国は少子高齢社会を迎えており、元気で活力に満ちた高齢者の地域貢献活動が注目されています。

ニッセイ財団では、高齢者が主体となって行う地域貢献活動に対して、都道府県知事のご推薦に基づき顕彰し、地域活動の輪を広げてまいります。

2. 活動の内容

- ①高齢者による児童・少年の健全育成活動
- ②高齢者による障がい者支援活動
- ③高齢者による高齢者支援活動
- ④高齢者による地域づくり活動

3. 金額

1団体 5万円

4. 申請締切日

2022年11月末頃を予定。

具体的な期日は、都道府県担当部門の指示に従ってください。

5. 決定と通知

- ・当財団の選考委員会にて選考のうえ理事会において決定し、決定団体へは2023年4月末までに書面にて通知します。採否の理由についてのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
- ・決定団体については当財団のホームページに掲載いたします。

6. その他

- ・顕彰決定通知後、各都道府県のご協力のもと贈呈式を開催いたします（2023年5～7月頃の予定）。
- ・申請書等に記載の情報については選考にのみ使用します。また、決定分については、結果の公表、当財団作成資料に使用させていただきます。
- ・以下に該当した場合は、顕彰決定を取り消すことがあります。
 - *申請書に虚偽の記載があることが判明した場合
 - *団体およびその構成員の反社会的行為や事実が判明した場合

Ⅱ. 顕彰基準

1. 対象団体

高齢者が主体となり、長きにわたり継続して月1回以上の地域貢献活動に取り組んでおり、今後とも安定した活動が見込まれる民間の団体（法人格の有無は問わない）

2. 対象活動

- ①高齢者による児童・少年の健全育成活動
→登下校時見守り活動、伝承芸能の継承、居場所づくり等
- ②高齢者による障がい者支援活動
→手話・点訳・朗読ボランティア活動、自助具づくり等
- ③高齢者による高齢者支援活動
→見守り活動、生活支援活動、居場所（サロン）づくり、健康増進活動等
- ④高齢者による地域づくり活動
→環境美化・清掃活動、環境保護活動、ボランティアガイド活動等

※対象とならない団体

- ①営利を目的とした活動、営利につながる可能性の大きい活動を行っている団体
- ②宗教・政治活動を行っている団体
- ③構成員のみを対象とした同好会的な活動を行い、地域社会とのかかわりが十分行われていない団体
- ④過去に当顕彰を受けた団体

Ⅲ. 申請手続

1. 申請方法

- ①当財団所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、都道府県の担当部門へご提出ください。
なお、ご提出の申請書は返却いたしませんのでご了承ください。
- ②顕彰が決定した団体へは、2023年4月末までに書面にて通知します。

2. 申請書記入にあたっての留意事項

- ①申請書は裏面の「記入上の注意事項」を参照のうえご記入ください。
- ②当申請書以外の記載紙面の追加、規格外の紙面の使用はご遠慮ください。

3. 申請書は当財団ホームページにも掲載しております。



ニッセイ財団

公益財団法人日本生命財団 助成事業部

〒541-0042 大阪市中央区今橋3丁目1番7号

日本生命今橋ビル4階

電話 06-6204-4014 FAX 06-6204-0120

ホームページ <http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp>

